

今後の評価委員会開催日程・流れ(案)

	開催日程	主な議題・実施内容
平成28年度 第4回	11月1日	業務実績の評価に関する基本的な考え方について
第5回	1月下旬	業務実績の評価に関する基本的な考え方について
第6回	3月中旬	業務実績の評価に関する基本的な考え方について
平成29年度 第1回	4月	業務実績の評価に関する基本的な考え方について
第2回	5月	業務実績の評価に関する基本的な考え方について
第3回	6月	業務実績の評価に関する基本的な考え方の確定
6月末 法人から実績報告書・自己評価などの提出		
第4回	7月中旬	平成28年度業務実績の評価書(案)作成 法人ヒアリング(実績報告書・自己評価について)
第5回	7月下旬	平成28年度業務実績の評価書(案)作成
第6回	8月上旬	平成28年度業務実績の評価書の確定
8月中旬 評価書を法人へ通知、市長へ報告		
9月 評価書公表(議会にて報告予定)		

(参考)

地方独立行政法人法

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第二十八条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項(同項後段の規定による勧告をした場合にあつては、その通知に係る事項及びその勧告の内容)を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。

5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。